

“子ども食堂”応援プロジェクト 2025 年度 下期 助成 実施要項

公益財団法人 オリックス宮内財団

1. 趣旨

さまざまな事情による、子どもの“孤食”や“欠食”を防ぎ、地域ぐるみで子どもを大事にする場となる「子ども食堂」や「子どもの居場所づくり」の取組みの充実にかかる**経費の一部**を助成するもの。このプロジェクトはオリックス宮内財団（財団）からの助成金をもとに、ご飯を食べたり、宿題をしたり、遊んだり、子どもたちが安心して過ごすことのできる居場所づくりの取組みを広げるとともに、地域で子どもを見守る芽（目）を育てていくことを目的とする。

2. 助成内容・助成金額

① 子ども食堂の運営に対する助成（上限 30 万円まで）

⇒年間の運営に一般的に必要な下記支出を助成

食材費、消耗品費、会場使用料、水光熱費、チラシ作成費、ボランティア交通費、保険料、公式 LINE 費用、等

⇒以下のような支出は助成対象外

人件費、ガソリン代、ホームページ作成費、会議費、等

② 子ども食堂の開設・拡充に伴う設備助成（上限 30 万円まで）

⇒子ども食堂の開設拡充に一般的に必要な下記備品の購入費用を助成

食器、調理器具、調理家電、テーブル・イスなどの家具類、等

⇒以下のような支出は助成対象外

パソコン、プリンター、かき氷器、エアコン、掃除機、改装工事代、建築資材費、等

* 上記①、②の併願可能です。（1 年度に 1 回申請）

3. 対象団体

子ども食堂を運営し、次に掲げる要件を満たす団体

- (1) 子ども食堂を特定の場所で原則月 1 回以上開催、1 回あたり 10 人以上の参加者がいること
- (2) 過去にオリックス宮内財団から助成金を 2 回以上受けていないこと
- (3) 子ども食堂の開催に際し、安全面や衛生面の配慮がされていること
- (4) 団体固有の口座を有していること
- (5) 主な活動先の社会福祉協議会等の推薦が得られること
- (6) 非営利団体として子ども食堂を運営していること
- (7) 子ども+保護者人数が参加者人数の 50%以上を占めること

4. 対象地域

東京都(23 区 26 市)、千葉県、埼玉県、神奈川県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、兵庫県、和歌山県で子ども食堂を運営している団体が対象となります。

（但し上記対象地域でも一部対応不可能な地域もあります）

5. 対象外の団体

株式会社等営利団体として子ども食堂を運営している場合は対象外となります。

6. 助成対象期間

2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの期間に要する費用。

但し、この期間中に子ども食堂を新設した場合は開設日から 1 年間。

7. 応募期間

＜下期＞ 募集期間 **2025 年 9 月 1 日(月) ～ 10 月 31 日(金) 期日厳守**

8. 申込み方法

次の関係書類を添えて、上記 7.応募期間内 に、下記財団宛お申し込みください。

- ア 子ども食堂応援プロジェクト 2025 年度助成申請書（推薦欄の記載・捺印済）
- イ 団体の定款・会則等の規約、および役員等の名簿
- ウ 助成申請した設備のカタログ（ネットチラシ等）、内訳明細
- エ 事業に関する資料（記事・チラシ・写真・直近の実績報告書※など）

※直近 3 回分以上。開設後 1 年以上経過している場合は直近 1 年分

9. 選考方法・審査結果

提出された申請書類に基づき、財団事務局が申請団体に訪問しヒアリングさせていただきます。その後、選考審査を行い、助成団体および助成金額を決定します。

支援決定先には、申請者連絡先住所へ、支援決定通知書等の書類一式を財団から送付致します。

なお、提出された申請書類は、選考審査の結果にかかわらず返却いたしません。

10. 実績報告

当該期間の事業が完了した日から起算して 1 か月以内に、別添の『実績報告書』を財団へご提出ください。

11. 申請者の遵守事項

助成金を受ける場合は、以下のことを遵守してください

- (1)虚偽の申請、その他不正な手段で助成金を受けないこと
- (2)事業計画（申請書）に則した目的に使用すること
- (3)助成金の使途を変更（物件変更ほか）する場合は、すみやかに財団担当者へ連絡すること

※ 上記(1)(2)に違反した場合は、助成金を返還していただきます。(3)についても、連絡なき場合には、助成金を返還いただく可能性がございますのでご注意ください。

※ なお、助成金に余剰金が発生した場合は原則返金をお願いすることになります。詳細は担当者へお問い合わせください。

12. 個人情報の取り扱いについて

助成申請書に記載された個人情報については、個人情報保護法に関する法令、個人情報保護に関する基本方針および同規程により取り扱うこととし、本事業の運営管理の目的にのみ、使用します。

13. 送付（お問合せ）先

- ✓申請・申込みについて
- ✓審査及びその他詳細について

公益財団法人オリックス宮内財団 大阪事務所
〒550-0005 大阪市西区西本町 1-4-1
TEL 080-4619-0947(平日 9 時～17 時) 担当：岩井

※ 審査に関する事項は、市・区社会福祉協議会等でお答えすることはできません。